

## 瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画 新旧対照表 (広島県)

【現行計画】	【変更計画】
目次	目次
第1 計画策定の趣旨	第1 計画策定の趣旨
第2 計画の目標	第2 計画の目標
1 水質保全等に関する目標	1 水質保全等に関する目標
2 自然景観の保全に関する目標	2 自然景観の保全に関する目標
第3 目標達成のため講ずる施策	第3 目標達成のため講ずる施策
1 水質汚濁の防止	1 水質汚濁の防止
(1) 水質総量規制制度等の実施	(1) 水質総量規制制度等の実施
(2) 有害化学物質等の規制及び把握等	(2) 有害化学物質等の規制及び把握等
(3) 油等による汚染の防止	(3) 油等による汚染の防止
2 自然景観の保全	2 自然景観の保全
(1) 自然公園等の保全	(1) 自然公園等の保全
(2) 緑地等の保全	(2) 緑地等の保全
(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全	(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全
(4) <u>散乱ごみ、油等の除去</u>	(4) <u>海ごみ、油等の除去対策</u>
(5) その他の措置	(5) その他の措置
3 浅海域の保全	3 浅海域の保全
(1) 藻場及び干潟の保全等	(1) 藻場及び干潟の保全等
(2) 自然海浜の保全等	(2) 自然海浜の保全等
4 海砂利採取への対応	4 海砂利採取への対応
5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮	5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮
6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保	6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保
(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用	(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用
(2) 処理施設の整備等	(2) 処理施設の整備等
(3) 処分地の確保等	(3) 処分地の確保等
7 健全な水循環機能の維持・回復	7 健全な水循環機能の維持・回復
(1) 海域	(1) 海域
(2) 陸域	(2) 陸域
8 失われた良好な環境の回復	8 失われた良好な環境の回復
9 島しょ部の環境の保全	9 島しょ部の環境の保全
10 下水道等の整備の促進	10 下水道等の整備の促進
(1) 下水道の整備	(1) 下水道の整備
(2) その他の生活排水処理施設の整備	(2) その他の生活排水処理施設の整備
(3) し尿処理施設の整備	(3) し尿処理施設の整備
11 海底及び河床の汚泥の除去等	11 海底及び河床の汚泥の除去等
12 水質等の監視測定	12 水質等の監視測定
13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等	13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等
14 環境保全思想の普及及び住民参加の	14 環境保全思想の普及及び住民参加の

<p>推進</p> <p>15 環境教育・環境学習の推進</p> <p>16 情報提供, 広報の充実</p> <p>17 広域的な連携の強化等</p> <p>18 海外の閉鎖性海域との連携</p> <p>第4 施策の実施上必要な事項</p> <p>1 施策の積極的推進</p> <p>2 施策の実施状況及びその効果の把握</p> <p>3 計画推進のための関係機関との連絡調整</p>	<p>推進</p> <p>15 環境教育・環境学習の推進</p> <p>16 情報提供, 広報の充実</p> <p>17 広域的な連携の強化等</p> <p>18 海外の閉鎖性海域との連携</p> <p>第4 施策の実施上必要な事項</p> <p>1 施策の積極的推進</p> <p>2 施策の実施状況及びその効果の把握</p> <p>3 計画推進のための関係機関との連絡調整</p>
<p>(まえがき)</p> <p>この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第4条の規定に基づき、広島県の区域(同法第2条第1項に規定する瀬戸内海及び同法第5条第1項に規定する関係府県の区域のうち広島県の区域をいう。)において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定めたものである。</p>	<p>(まえがき)</p> <p>この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第4条の規定に基づき、広島県の区域(同法第2条第1項に規定する瀬戸内海及び同法第5条第1項に規定する関係府県の区域のうち広島県の区域をいう。)において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定めたものである。</p>
<p>第1 計画策定の趣旨</p> <p>この計画は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目途として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、政府が策定した瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、本県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を明確にし、また実施する施策をより効果的なものとするため、瀬戸内海の環境の保全に関する中長期にわたる総合的な計画として、策定するものである。</p> <p>また、この計画を策定、公表することにより、県内の瀬戸内海関係者、さらには広く県民に対し、瀬戸内海の環境保全に対するなお一層の理解と協力を求めるとともに、意識の高揚を図るものである。</p>	<p>第1 計画策定の趣旨</p> <p>この計画は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目途として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、政府が策定した瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、本県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を明確にし、また実施する施策をより効果的なものとするため、瀬戸内海の環境の保全に関する中長期にわたる総合的な計画として、策定するものである。</p> <p>また、この計画を策定、公表することにより、県内の瀬戸内海関係者、さらには広く県民に対し、瀬戸内海の環境保全に対するなお一層の理解と協力を求めるとともに、意識の高揚を図るものである。</p>
<p>第2 計画の目標</p> <p>瀬戸内海の環境保全の推進のためには、関係府県等が相互に協力しながら、同一の目標に向かって各々の施策を遂行することが肝</p>	<p>第2 計画の目標</p> <p>瀬戸内海の環境保全の推進のためには、関係府県等が相互に協力しながら、同一の目標に向かって各々の施策を遂行することが肝</p>

<p>要であることにかんがみ、瀬戸内海環境保全基本計画において定められた目標をこの計画の目標として次のとおり定める。</p>	<p>要であることにかんがみ、瀬戸内海環境保全基本計画において定められた目標をこの計画の目標として次のとおり定める。</p>
<p>1 水質保全等に関する目標</p> <p>(1) 瀬戸内海において水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。</p> <p>(2) 瀬戸内海において、赤潮の発生がみられ、漁業被害が発生している現状にかんがみ、赤潮発生機構の解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目途とすること。</p> <p>(3) 水銀、ポリ塩化ビフェニル等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。</p> <p>また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。</p> <p>(4) 特に魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持するうえで重要な役割を果たすとされている干潟等、瀬戸内海の水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等としても重要な役割を果たしている浅海域が減少する傾向にあることにかんがみ、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地、採餌場として重要な干潟が保全されているとともに、その他の藻場及び干潟等についても、それが現状よりできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。</p> <p>また、これまでに失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。</p> <p>(5) 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。</p>	<p>1 水質保全等に関する目標</p> <p>(1) 瀬戸内海において水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。</p> <p>(2) 瀬戸内海において、赤潮や貧酸素水塊の発生がみられ、漁業被害や底生生物の生育阻害が発生している現状にかんがみ、赤潮・貧酸素水塊発生機構の解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目途とすること。</p> <p>(3) 水銀、ポリ塩化ビフェニル等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。</p> <p>また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。</p> <p>(4) 特に魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持するうえで重要な役割を果たすとされている干潟等、瀬戸内海の水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等としても重要な役割を果たしている浅海域が減少する傾向にあることにかんがみ、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地、採餌場として重要な干潟が保全されているとともに、その他の藻場及び干潟等についても、それが現状よりできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。</p> <p>また、これまでに失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。</p> <p>(5) 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。</p>
<p>2 自然景観の保全に関する目標</p> <p>(1) 瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。</p>	<p>2 自然景観の保全に関する目標</p> <p>(1) 瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。</p>

<p>(2) 瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林、緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。</p> <p>(3) 瀬戸内海において、海面と一体となり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。</p> <p>また、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。</p> <p>(4) 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。</p> <p>(5) 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。</p>	<p>(2) 瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林、緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。</p> <p>(3) 瀬戸内海において、海面と一体となり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。</p> <p>また、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。</p> <p>(4) 海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。</p> <p>(5) 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。</p>
<p>第3 目標達成のため講ずる施策</p> <p>これらの計画の目標を実現するため、既に得られた知見と技術を最大限に活用し、現在残されている自然環境の保全、発生負荷の抑制等規制を中心とする保全型施策の充実に加え、これまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復させる施策の展開及び施策の実施に当たっての幅広い連携と参加の推進を基本的な考え方として、各種の施策の積極的な実施に努めるものとする。</p> <p>瀬戸内海の環境保全に関し本県の区域において実施する施策は、次のとおりとする。</p>	<p>第3 目標達成のため講ずる施策</p> <p>これらの計画の目標を実現するため、既に得られた知見と技術を最大限に活用し、現在残されている自然環境の保全、発生負荷の抑制等規制を中心とする保全型施策の充実に加え、これまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復させる施策の展開及び施策の実施に当たっての幅広い連携と参加の推進を基本的な考え方として、各種の施策の積極的な実施に努めるものとする。</p> <p>瀬戸内海の環境保全に関し本県の区域において実施する施策は、次のとおりとする。</p>
<p>1 水質汚濁の防止</p> <p>(1) 水質総量規制制度等の実施</p> <p>本県の瀬戸内海は、県南部に位置しており、水質環境基準の類型指定がCOD（化学的酸素要求量）等について15水域、全窒素・全りんについて9水域で行われている。</p> <p>平成 <u>12</u> 年度の環境基準点における水質は、健康項目については100%環境基準を達成している。生活環境項目については、その代表的指標であるCODでみると、A類型海域では <u>1.5~3.0mg/l</u>、B類型海域では <u>2.3~3.9 mg/l</u>、C類型海域では <u>3.2~4.3 mg/l</u> であり、環境基準達成率はA類型 <u>33%</u>、B類型 <u>25%</u>、C類型 <u>100%</u>、類型計 <u>40%</u> となっている。また、富栄養化の主要な原因物</p>	<p>1 水質汚濁の防止</p> <p>(1) 水質総量規制制度等の実施</p> <p>本県の瀬戸内海は、県南部に位置しており、水質環境基準の類型指定がCOD（化学的酸素要求量）等について15水域、全窒素・全りんについて9水域で行われている。</p> <p>平成 <u>18</u> 年度の環境基準点における水質は、健康項目については100%環境基準を達成している。生活環境項目については、その代表的指標である <u>COD (75%値)</u> でみると、A類型海域では <u>1.4~3.4mg/l</u>、B類型海域では <u>2.9~5.1mg/l</u>、C類型海域では <u>3.9mg/l</u> であり、環境基準達成率はA類型 <u>11%</u>、B類型 <u>未達成</u>、C類型 <u>100%</u>、類型計 <u>14%</u> となっている。また、富栄養化の主要な原因物</p>

質である全窒素・全りんについてみると、全窒素については、Ⅱ類型海域では 0.14～0.42mg/l、Ⅲ類型海域では 0.36～0.59mg/l、Ⅳ類型海域では 0.74～1.3mg/l であり、環境基準達成率はそれぞれ 86%、100%、100%、類型計 89% である。全りんについては、Ⅱ類型海域では 0.018～0.036mg/l、Ⅲ類型海域では 0.029～0.071mg/l、Ⅳ類型海域は 0.050～0.068mg/l であり、すべての海域で環境基準を達成している。なお、Ⅳ類型の海域においては全窒素について、またⅡ類型の海域においては全りんについて、平成13年度までの暫定目標が設定されているが、平成12年度はこれらの目標を達成している。

環境基準が未達成の海域については、これを達成させるために積極的に汚濁負荷量の低減を図り、また達成されている海域については、その状態を維持することが必要である。

特に、広域的閉鎖性海域である瀬戸内海については、関係府県の区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが必要であることから、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき水質総量規制制度が実施されている。

本県においては、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）」に定められた平成16年度におけるCOD削減目標量71ト/日、窒素削減目標量40ト/日、りん削減目標量3.2ト/日を達成するため、発生源別削減目標量をCODで生活排水26ト/日、産業排水37ト/日、その他8ト/日、窒素で生活排水17ト/日、産業排水6ト/日、その他17ト/日、りんで生活排水1.6ト/日、産業排水0.9ト/日、その他0.7ト/日とした「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」を平成14年度に策定しており、この計画を積極的に推進するとともに、計画されている施策の進捗状況及び瀬戸内海に流入する負荷量の実態等の把握に努めるものとする。

#### ア 排水規制等

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づく排水基準、総量規制基準等の遵守を図るとともに、特定施設の設置等の許

質である全窒素・全りんについてみると、全窒素については、Ⅱ類型海域では 0.11～0.45mg/l、Ⅲ類型海域では 0.36～0.63mg/l、Ⅳ類型海域では 0.95～1.5mg/l であり、環境基準達成率はそれぞれ 86%、100%、未達成、類型計 78% である。全りんについては、Ⅱ類型海域では 0.016～0.029mg/l、Ⅲ類型海域では 0.029～0.052mg/l、Ⅳ類型海域は 0.050～0.089mg/l であり、すべての海域で環境基準を達成している。

陸域からの汚濁負荷量が減少しているにもかかわらず、水質が横ばいという現状であることから、環境基準が未達成の海域については、これを達成させるため汚濁負荷量の低減とともに藻場・干潟の保全・再生、底質の改善等を図ることが、また達成されている海域については、その状態を維持することが必要である。

広域的閉鎖性海域である瀬戸内海については、関係府県の区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することも必要であることから、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき水質総量規制制度が実施されている。

本県においては、平成19年に「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（広島県）」を策定し、この計画を積極的に推進するとともに、計画されている施策の進捗状況及び瀬戸内海に流入する負荷量の実態等の把握に努めるものとする。

なお、この計画における発生源別の削減目標量は次のとおりである。

#### 発生源別の削減目標量

(目標年度：平成21年度)

発生源	COD (t/日)	全窒素 (t/日)	全りん (t/日)
生活排水	23	14	1.1
産業排水	34	12	0.8
その他	7	17	0.6
合計	64	43	2.5

削除

<p><u>可制の適切な運用等により水質環境基準の達成維持を図るものとする。</u></p>	
<p><u>イ 生活排水対策</u> 生活排水による汚濁負荷量を削減するため「<u>広島県生活排水浄化対策推進要綱</u>」に基づき、なお一層の生活排水対策を推進する。<u>また、「広島県汚水適正処理構想」等に基づき、生活排水処理施設の整備を促進するとともに、既設の処理施設については適正な維持管理の徹底を図る。このほか、必要に応じて、排水処理の高度化を図るものとする。</u></p> <p>さらに、生活排水による汚濁が著しく特に対策の必要な地域については、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定し、「生活排水対策推進計画」の策定及びその実施により、計画的な削減対策を推進するものとする。</p>	<p><u>ア 生活排水対策</u> 生活排水による汚濁負荷量を削減するため「<u>広島県汚水適正処理構想</u>」等に基づき、<u>生活排水処理施設の整備を促進するとともに、既設の処理施設については適正な維持管理を徹底し、必要に応じて、排水処理の高度化を図るものとする。また、「広島県生活排水浄化対策推進要綱」に基づき、市町と協力し、家庭でできる雑排水対策についての普及、啓発を行う。</u></p> <p>さらに、生活排水による汚濁が著しく、特に対策の必要な地域については、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定し、「生活排水対策推進計画」の策定及びその実施により、計画的な削減対策を推進するものとする。</p>
<p><u>ウ 産業排水対策</u> 産業排水については、排水規制等の適切な運用を行うとともに、汚濁負荷量の削減のため、処理施設等の維持管理の適正化等を図るほか、新設及び増設する施設については、既設の施設に比べ、より高度な排水処理技術の導入が可能であることを考慮し、特別の総量規制基準を設定し、汚濁負荷量の一層の削減を図るものとする。</p> <p>また、公害防止施設の設置等の促進を図るため、<u>広島県環境保全資金融資制度</u>及び広島県小規模企業者等設備導入資金貸付制度の活用や政府系金融機関等の融資制度の積極的なあつ旋に努めるとともに、これらの助成制度の拡充整備を図るものとする。</p>	<p><u>イ 産業排水対策</u> 産業排水については、排水規制等の適切な運用を行うとともに、汚濁負荷量の削減のため、処理施設等の維持管理の適正化等を図るほか、新設及び増設する施設については、既設の施設に比べ、より高度な排水処理技術の導入が可能であることを考慮し、特別の総量規制基準を設定し、汚濁負荷量の一層の削減を図るものとする。</p> <p>また、公害防止施設の設置等の促進を図るため、<u>広島県環境保全資金融資制度</u>及び広島県小規模企業者等設備導入資金貸付制度の活用や政府系金融機関等の融資制度の積極的なあつ旋に努めるとともに、これらの助成制度の拡充整備を図るものとする。</p>
<p><u>エ 養殖漁業、農業、畜産関係の対策</u> 養殖漁場の改善を図るため、持続的養殖生産確保法、「<u>広島県魚類養殖指針</u>」等に基づき、<u>給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進</u>するとともに、漁場内の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて適切な措置を<u>講ずる</u>ものとする。</p> <p>また、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律、「<u>広島県持続性の高い農業生産方式導入指針</u>」等の活用を<u>通じて肥料の施用量の低減を図ること等</u>により、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図るものとする。</p> <p>さらに、畜産排水については、家畜排せつ</p>	<p><u>ウ 養殖漁業、農業、畜産関係の対策</u> 養殖漁場の<u>環境</u>改善を図るため、持続的養殖生産確保法、「<u>広島県魚類養殖指針</u>」等に基づき、<u>給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進及び放養密度等について十分留意し、養殖漁場の環境管理の適正化を促進</u>するとともに、漁場内の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて適切な措置を<u>講じる</u>ものとする。</p> <p>また、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律、「<u>広島県持続性の高い農業生産方式導入指針</u>」等の活用<u>により化学肥料の施用量の低減等</u>を図ることにより、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図るものとする。</p>

<p>物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、「<u>広島県環境保全型畜産確立基本方針</u>」等に基づき、家畜排せつ物の<u>適正な処理を推進すること</u>等により、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図るものとする。</p>	<p>さらに、畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、「<u>広島県資源循環型畜産確立基本方針</u>」等に基づき、家畜排せつ物の<u>適正処理及び利用技術の普及</u>等により、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図るものとする。</p>
<p>追加</p>	<p><u>エ 藻場・干潟の保全及び再生</u> 水質浄化機能や豊かな生態系を維持するうえで重要な藻場・干潟が減少することが、水質が改善しない一因となっていることから、<u>藻場・干潟の保全及び再生を盛り込んだ事業を推進するとともに、環境調査の実施等により、生態系の面からの海域環境の把握に努めるものとする。</u></p>
<p>オ 底質汚濁の除去 <u>しゅんせつ等により河川等の直接浄化を推進するとともに、自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。また、底質の改善を推進する。</u></p>	<p>オ 底質汚濁の除去等 <u>海底に有機物を含む底泥が堆積し、底質が汚れることが、水質が改善しないこと及び底層が貧酸素化する一因になっていることから、河川及び海域等において、必要に応じ、汚泥の除去のためのしゅんせつ、覆砂事業等を行うものとする。</u> <u>また、水質汚濁の進んだ河川等の水質を改善するため、浄化施設の整備を図るとともに、自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。</u></p>
<p>カ 合成洗剤対策 <u>無磷洗剤の使用や洗剤使用量の減量化を促進する。</u></p>	<p>削除</p>
<p>キ <u>総合的な富栄養化対策・赤潮対策</u> 瀬戸内海の富栄養化が進行するなかで、本県の海域においては例年赤潮が発生し、平成<u>12</u>年においては、<u>5</u>件発生している。 <u>赤潮の発生等海域の富栄養化による生活環境に係る被害の発生の防止を図るため、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づき、公共用水域に排出される窒素及びその化合物並びにりん及びその化合物の量の削減を図るとともに、排出実態調査等を行い、目標達成状況の把握に努める。また、全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型指定が行われた水域においては、環境基準の達成維持に努めるものとする。</u> <u>さらに、総合的な富栄養化対策の推進を図るため、海域における栄養塩類の削減対策に関する調査研究等を行うとともに、排水処理</u></p>	<p><u>カ 赤潮対策</u> 瀬戸内海の富栄養化が進行するなかで、本県の海域においては例年赤潮が発生し、平成<u>18</u>年においては、<u>9</u>件発生している。 海域における栄養塩類の削減対策に関する調査研究等を行うとともに、排水処理技術の開発等に関する調査研究を推進し、その結果に基づき、適切な対策の検討を行うものとする。また、赤潮による漁業被害の未然防止及び被害の軽減のため、<u>広島県赤潮対策マニュアル</u>により国、県、漁協等の情報交換に基づく監視通報体制を強化する<u>とともに、漁場環境調査等により海況の把握及び赤潮対策に関する調査研究を推進するものとする。</u></p>

<p>技術の開発等に関する調査研究を推進し、その結果に基づき、適切な対策の検討を行うものとする。また、赤潮による漁業被害の未然防止及び被害の軽減のため、<u>赤潮情報収集伝達事業</u>により国、県、漁協等の情報交換に基づく監視通報体制を強化する<u>一方、赤潮調査事業</u>等により赤潮対策に関する調査研究を推進するものとする。</p>	
<p>(2) 有害化学物質等の規制及び把握等 環境基準点におけるカドミウム等の健康項目に関する状況は、平成 <u>12</u> 年度においては100%環境基準を達成しており、引き続き排水基準の遵守の徹底や特定施設の設置等の許可制の適切な運用等により、水質環境基準の達成維持を図るものとする。特に、ダイオキシン類については、<u>ダイオキシン類対策特別措置法</u>に基づき、環境基準の達成状況等汚染実態の把握や排出規制を推進する<u>とともに、平成11年度に整備したダイオキシン類検査体制の拡充強化を図り、調査研究を促進するものとする。</u></p> <p>また、有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、排出量の把握、<u>管理を促進</u>するものとする。</p> <p>さらに、ポリ塩化ビフェニルについては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、廃棄物の適正な保管を指導するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定し、適正な処理を推進するものとする。</p>	<p>(2) 有害化学物質等の規制及び把握等 環境基準点におけるカドミウム等の健康項目に関する状況は、平成 <u>18</u> 年度においては100%環境基準を達成しており、引き続き排水基準の遵守の徹底や特定施設の設置等の許可制の適切な運用等により、水質環境基準の達成維持を図るものとする。特に、ダイオキシン類については、<u>ダイオキシン類対策特別措置法</u>に基づき、環境基準の達成状況等汚染実態の把握や排出規制を推進する。</p> <p>また、有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、排出量の把握を<u>行うとともに、排出削減に向けた適正管理を推進</u>するものとする。</p> <p>さらに、ポリ塩化ビフェニルについては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、廃棄物の適正な保管を指導するとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定し、適正な処理を推進するものとする。</p>
<p>(3) 油等による汚染の防止 本県には、特定重要港湾の広島港、重要港湾の呉港、尾道糸崎港、福山港のほか40の地方港湾がある。</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域は福山・笠岡地区、江田島地区、能美地区、岩国・大竹地区が指定されている。</p> <p>また、本県地域一帯は地形が複雑で狭水道が多数存在している。このような状況を踏まえ、下記の施策を講じることにより、船舶油及び船舶の事故等に起因する流出油等による海域の汚染の防止を図るものとする。</p> <p>特に、油による汚染については、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」の規定により策定された「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成7年12月15日閣</p>	<p>(3) 油等による汚染の防止 本県には、特定重要港湾の広島港、重要港湾の呉港、尾道糸崎港、福山港のほか40の地方港湾がある。</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域は福山・笠岡地区、江田島地区、能美地区、岩国・大竹地区が指定されている。</p> <p>また、本県地域一帯は地形が複雑で狭水道が多数存在している。このような状況を踏まえ、下記の施策を講じることにより、船舶油及び船舶の事故等に起因する流出油等による海域の汚染の防止を図るものとする。</p> <p>特に、油による汚染については、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」の規定により策定された「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成7年12月15日閣</p>

<p>議決定、平成9年12月19日改正)に基づき、油汚染事件に伴う海洋環境被害の防止又は回復のための措置が適切に実施できるよう地域の実情に応じた準備及び対応の施策を積極的に推進する。</p>	<p>議決定、平成9年12月19日改正)に基づき、油汚染事件に伴う海洋環境被害の防止又は回復のための措置が適切に実施できるよう地域の実情に応じた準備及び対応の施策を積極的に推進する。</p>
<p>ア 船舶及び陸上からの油等の排出防止及び廃油処理施設の整備</p> <p>船舶及び陸上からの油等の排出防止のため、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、港則法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び水質汚濁防止法に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図る。</p> <p>一方、広島港等に設置されている廃油処理施設を高度に活用していくとともに、今後とも整備拡充を図る。</p>	<p>ア 船舶及び陸上からの油等の排出防止</p> <p>船舶及び陸上からの油等の排出防止のため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び水質汚濁防止法に基づく規制の徹底と監視取締りの強化を図る。</p>
<p>イ 事故による海洋汚染の未然防止</p> <p>事故による海洋汚染を未然に防止するため、消防法及び石油コンビナート等災害防止法に基づく規制の徹底と監視指導の強化を図るとともに、広島県及び関係市町の地域防災計画並びに「広島県石油コンビナート等防災計画」、「福山・笠岡地区石油コンビナート等防災計画」及び「岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画」により防災対策を総合的に推進する。</p> <p>また、船舶事故等による油流出を防止するため、海上交通安全法、港則法等に基づく規制の徹底と指導、取締りの強化を図るとともに海上交通の安全のための施設の整備を促進する。</p>	<p>イ 事故による海洋汚染の未然防止</p> <p>事故による海洋汚染を未然に防止するため、消防法及び石油コンビナート等災害防止法に基づく規制の徹底と監視指導の強化を図るとともに、広島県及び関係市町の地域防災計画並びに「広島県石油コンビナート等防災計画」、「福山・笠岡地区石油コンビナート等防災計画」及び「岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画」により防災対策を総合的に推進する。</p> <p>また、船舶事故等による油流出を防止するため、海上交通安全法、港則法等に基づく規制の徹底と指導、取締りの強化を図るとともに海上交通の安全のための施設の整備を促進する。</p>
<p>ウ 排出油防除体制の整備</p> <p>排出油の流出拡大を防ぐため、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、石油コンビナート等災害防止法に基づく油回収作業船、オイルフェンス、油処理剤等の備え付け義務の徹底を図るとともに、これらの排出油防除資機材の整備に努める。</p> <p>また、排出油を速やかに回収するため、呉港等に整備されている油回収作業船の高度の活用を図るとともに、今後もその整備を図る。</p> <p>さらに、海上災害の発生及びその拡大の防止を図るため、海上災害防止センターの活用を図るほか、大量の排出油に対しては「瀬戸内海東部海域排出油防除計画」、「瀬戸内海中部海域排出油防除計画」等に基づき迅速かつ的確な防除のための措置を講ずるとともに、地区排出油防除協議会等を通じて、関係</p>	<p>ウ 排出油防除体制の整備</p> <p>排出油の流出拡大を防ぐため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、石油コンビナート等災害防止法に基づく油回収作業船、オイルフェンス、油処理剤等の備え付け義務の徹底を図るとともに、これらの排出油防除資機材の整備に努める。</p> <p>また、排出油を速やかに回収するため、呉港等に整備されている油回収作業船の高度の活用を図るとともに、今後もその整備を図る。</p> <p>さらに、海上災害の発生及びその拡大の防止を図るため、海上災害防止センターの活用を図るほか、大量の排出油に対しては「瀬戸内海東部海域排出油防除計画」、「瀬戸内海中部海域排出油防除計画」等に基づき迅速かつ的確な防除のための措置を講ずるとともに、地区排出油防除協議会等を通じて、関係</p>

<p>者相互の協力体制の整備及び防除計画の策定等に努めるものとする。</p> <p>事故が発生した場合には、原因者側の防除作業を指導するとともに、その規模に応じ「広島県水質汚染事故対策要領」等に基づき、関係機関が協力して排出油の防除業務等を実施する。</p>	<p>者相互の協力体制の整備及び防除計画の策定等に努めるものとする。</p> <p>事故が発生した場合には、原因者側の防除作業を指導するとともに、その規模に応じ「広島県水質汚染事故対策要領」等に基づき、関係機関が協力して排出油の防除業務等を実施する。</p>
<p>エ 環境保全対策の充実</p> <p>事故発生時における自然環境等の保全対象、保全方策等についての検討並びに油流出による自然環境等に及ぼす影響及び事故後の回復状況を評価するため、脆弱沿岸海域図の活用を図るほか、平常時の自然環境等の観測データの蓄積に努めるものとする。</p>	<p>エ 環境保全対策の充実</p> <p>事故発生時における自然環境等の保全対象、保全方策等についての検討並びに油流出による自然環境等に及ぼす影響及び事故後の回復状況を評価するため、脆弱沿岸海域図の活用を図るほか、平常時の自然環境等の観測データの蓄積に努めるものとする。</p>
<p>2 自然景観の保全</p> <p>(1) 自然公園等の保全</p> <p>本県においては、自然公園法に基づき厳島、倉橋島、大久野島、仙酔島等の島しょ及び野呂山、筆影山等の沿岸の山々が瀬戸内海国立公園として指定されており、また、「広島県自然環境保全条例」に基づき当木島・釜戸岬、柏島が県自然環境保全地域として指定されている。</p> <p>これらの地域の自然景観を保全するため、関係法令に基づく規制と指導に努めるとともに、公園事業及び保全事業の推進を図るものとする。</p> <p>また、社会情勢等の変化に対応して国立公園の区域等の見直しを行うとともに、自然環境の優れた地域については学術調査を実施して県自然環境保全地域等の指定を進め、その保全に努めるものとし、さらに、国立公園等と密接な関連を有する地域についても、自然景観の保全について配慮を払うものとする。</p>	<p>2 自然景観の保全</p> <p>(1) 自然公園等の保全</p> <p>本県においては、自然公園法に基づき厳島、倉橋島、大久野島、仙酔島等の島しょ及び野呂山、筆影山等の沿岸の山々が瀬戸内海国立公園として指定されており、また、「広島県自然環境保全条例」に基づき当木島・釜戸岬、柏島が県自然環境保全地域として指定されている。</p> <p>これらの地域の自然景観を保全するため、関係法令に基づく規制と指導に努めるとともに、公園事業及び保全事業の推進を図るものとする。</p> <p>また、社会情勢等の変化に対応して国立公園の区域等の見直しを行うとともに、自然環境の優れた地域については学術調査を実施して県自然環境保全地域等の指定を進め、その保全に努めるものとし、さらに、国立公園等と密接な関連を有する地域についても、自然景観の保全について配慮するものとする。</p>
<p>(2) 緑地等の保全</p> <p>瀬戸内海の沿岸地域及び島しょにおける草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素である。</p> <p>本県の沿岸地域及び島しょの自然植生は、シイ・カシ類等の常緑広葉樹であるが、古来、人為的影響を受け、現在常緑広葉樹が残されているのは一部の地域で、大半はアカマツ二次林、スギ・ヒノキの造林地となっている。</p> <p>さらに、近年における各種開発や森林病害虫による被害等により、自然緑地は減少するとともに、質的劣化を招いている。</p> <p>このため、現状の緑を極力維持し、かつ、</p>	<p>(2) 緑地等の保全</p> <p>瀬戸内海の沿岸地域及び島しょにおける草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素である。</p> <p>本県の沿岸地域及び島しょの自然植生は、シイ・カシ類等の常緑広葉樹であるが、古来、人為的影響を受け、現在常緑広葉樹が残されているのは一部の地域で、大半はアカマツ二次林、スギ・ヒノキの造林地となっている。</p> <p>さらに、近年における各種開発や森林病害虫による被害等により、自然緑地は減少するとともに、質的劣化を招いている。</p> <p>このため、現状の緑を極力維持し、かつ、</p>

積極的にこれを育て、ひいては生物の多様性を保全するため、「広島県みどりづくり基本計画」に基づき、以下の施策を推進するものとする。

ア 良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける森林の確保

良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける森林を確保するため、保安林の整備を進めるとともに、保安林制度及び林地開発許可制度により林地の開発に係る規制の適正な運用を図る。

また、採石法及び砂利採取法に基づく採取計画の認可並びに海岸法に基づく許可に際しては、林地等の保全につき十分配慮する。さらに、瀬戸内海の多島美等の景観や環境に配慮した岩石の適正採取、採取跡の整備の確実な履行の確保等のため、「採石業の適正な実施の確保に関する条例」の適切な運用を図り、沿岸地域及び島しょにおける良好な景観や環境の確保等に努める。

イ 沿岸地域及び島しょにおける緑地の確保

広島市等における都市公園整備事業、福山港等における港湾環境(緑地等施設)整備事業及び豊島漁港等における漁港環境(緑地等施設)整備事業等を積極的に促進するとともに、都市緑地保全法に基づく緑地保全地区、都市計画法に基づく風致地区(10箇所、3,965ha指定済)及び「広島県自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域(9箇所、288ha指定済)の地区指定を進め、その保全に努める。また、都市における緑地の保全と緑化の推進を総合的かつ計画的に行うための方針である緑の基本計画の策定を促進する。

事業名	実施及び予定箇所
都市公園整備事業	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、 <u>因島市</u> 、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、府中町、海田町、熊野町、坂町、 <u>江田島町</u> 、 <u>大野町</u> 、 <u>宮島町</u> 、 <u>大柿町</u> 、 <u>黒瀬町</u> 、 <u>本郷町</u> 、 <u>安芸津町</u> 、 <u>川尻町</u> 、 <u>瀬戸田町</u> 、 <u>向島町</u>
港湾環境(緑地等施設)整備事業	<u>広島港</u> 、尾道糸崎港、 <u>福山港</u> 、 <u>中田港</u> 、 <u>小用港</u> 、横田港、大竹港、 <u>蒲刈港</u>

積極的にこれを育て、ひいては生物の多様性を保全するため、以下の施策を推進するものとする。

ア 良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける森林の確保

良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける森林を確保するため、保安林の整備を進めるとともに、保安林制度及び林地開発許可制度により林地の開発に係る規制の適正な運用を図る。

また、採石法及び砂利採取法に基づく採取計画の認可並びに海岸法に基づく許可に際しては、林地等の保全につき十分配慮する。さらに、瀬戸内海の多島美等の景観や環境に配慮した岩石の適正採取、採取跡の整備の確実な履行の確保等のため、「採石業の適正な実施の確保に関する条例」の適切な運用を図り、沿岸地域及び島しょにおける良好な景観や環境の確保等に努める。

イ 沿岸地域及び島しょにおける緑地の確保

広島市等における都市公園整備事業、大竹港等における港湾環境(緑地等施設)整備事業等及び豊島漁港等における漁港環境(緑地等施設)整備事業等を積極的に促進するとともに、都市緑地法に基づく緑地保全地域、特別緑地保全地区及び緑化地域、都市計画法に基づく風致地区(9箇所、約3,908ha指定済)並びに「広島県自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域(9箇所、288ha指定済)の地区指定を進め、その保全に努める。また、都市における緑地の保全と緑化の推進を総合的かつ計画的に行うための方針である緑の基本計画の策定を促進する。

事業名	実施及び予定箇所
都市公園整備事業	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、 <u>江田島市</u> 、府中町、海田町、熊野町、坂町
港湾環境(緑地等施設)整備事業	尾道糸崎港、横田港、大竹港

漁港環境(緑地等施設)整備事業	玖波漁港, <u>深江漁港, 柿浦漁港, 沖浦漁港, 豊島漁港, 走漁港</u> , 田尻漁港	漁港環境(緑地等施設)整備事業	玖波漁港, 田尻漁港
漁業集落環境(緑地等施設)整備事業	能地漁港, 倉橋漁港, <u>箱崎漁港, 大地蔵漁港, 沖浦漁港, 走漁港, 大町漁港</u>	漁業集落環境(緑地等施設)整備事業	能地漁港, 倉橋漁港, <u>横田漁港</u>
<p>ウ 健全な森林の保護育成のための事業等の実施</p> <p>森林環境保全整備事業及び水源林の整備等を積極的に推進するとともに, 森林病虫害の防除を行う。</p> <p>さらに, 治山事業を促進することにより, 健全な森林の保護育成を図る。</p>		<p>ウ 健全な森林の保護育成のための事業等の実施</p> <p>森林環境保全整備事業及び水源林の整備等を積極的に推進するとともに, 森林病虫害の防除を行う。</p> <p>さらに, 治山事業を促進することにより, 健全な森林の保護育成を図る。</p> <p><u>また, 森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため, 平成19年度から導入した「ひろしまの森づくり県民税」を財源として, 環境に貢献する森林として県民全体で守り育てる事業(ひろしまの森づくり事業)を推進する。</u></p>	
<p>エ <u>緑地修景事業</u></p> <p>開発等によりやむを得ず緑が損なわれる場合においては, 本県の「開発事業に関する技術的指導基準」に基づく設置基準に即した公園緑地等の確保及びこれと併せて植栽等を指導するとともに, 緑地協定を締結するよう指導するなどして緑の修復に努める。また, 既に開発された地域についても植栽等を指導する。</p>		<p>エ <u>緑化修景措置</u></p> <p>開発等によりやむを得ず緑が損なわれる場合においては, 本県の「開発事業に関する技術的指導基準」に基づく設置基準に即した公園緑地等の確保及びこれと併せて植栽等を指導するとともに, 緑地協定を締結するよう指導するなどして緑の修復に努める。また, 既に開発された地域についても植栽等を指導する。</p>	
<p>(3) 史跡, 名勝, 天然記念物等の保全</p> <p>瀬戸内海には, 自然景観と一体をなしている史跡, 名勝, 天然記念物及び国宝・重要文化財が多く存在している。</p> <p>本県区域には, 文化財保護法に基づき指定されている特別史跡・特別名勝として厳島, 名勝として鞆公園, 天然記念物として瀨山原始林, アビ渡来群游海面, ナメクジウオ生息地, スナメリクジラ廻游海面, 国宝・重要文化財として厳島神社, 向上寺三重塔, 磐台寺観音堂, 桂濱神社本殿, 林家住宅, 吉原家住</p>		<p>(3) 史跡, 名勝, 天然記念物等の保全</p> <p>瀬戸内海には, 自然景観と一体をなしている史跡, 名勝, 天然記念物及び国宝・重要文化財が多く存在している。</p> <p>本県区域には, 文化財保護法に基づき指定されている特別史跡・特別名勝として厳島, 名勝として鞆公園, 天然記念物として瀨山原始林, アビ渡来群游海面, ナメクジウオ生息地, スナメリクジラ廻游海面, 国宝・重要文化財として厳島神社, 向上寺三重塔, 磐台寺観音堂, 桂濱神社本殿, 林家住宅, 吉原家住</p>	

宅があり、また、「広島県文化財保護条例」に基づき指定されている広島県史跡として万葉集遺跡長門島松原、伝清盛塚、広島県天然記念物として仙酔島の海食洞窟等がある。

これら瀬戸内海 of 自然景観と一体をなしている文化財は、できるだけ良好な状態で保全されるよう関係法令に基づく規制を徹底するとともに、防災施設の設置、保存修理及び環境整備等の対策を積極的に推進するものとする。

(4) 散乱ごみ、油等の除去

海上に浮遊するごみ、油等を回収するため、広島港等に配備されている清掃船及び油回収作業船を積極的に活用するとともに、今後もその整備を図るものとする。

また、海域環境保全のため、沈廃船の処理を広島港等において実施するとともに、漁場環境保全創造事業（堆積物除去）を推進するものとする。

一方、海面、海浜等におけるごみ、油等の投棄を防止するため、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、港則法、河川法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく規制の徹底と監視、指導の強化を図るとともに、海浜等を清浄に保つため、「リフレッシュ瀬戸内」運動や「クリーン太田川」など住民等の参加による地域環境保全活動を含めた河川、海岸等の清掃事業の促進に努めるものとする。

また、台風等によって発生するかき養殖資材による漂着ごみ等については、モデルかき筏開発事業等により台風等の波浪への耐久性の強いかき筏及びかき養殖手法の開発、普及を図る。

(5) その他の措置

ア 総合的な景観形成の推進

関係法令との調整を図りつつ、関係法令の間隙を埋め、瀬戸内海 of 自然景観の保全を主眼とする優れた景観の保全と創造を推進するため、「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」に基づく地域指定及び届出指導等により、自然と調和のとれた適正な開発を誘導する。

また、公共事業の実施に当たっては、生態系等への影響も考慮し、自然を身近に感じられる多自然型工法の導入などによる快適環

宅があり、また、「広島県文化財保護条例」に基づき指定されている広島県史跡として万葉集遺跡長門島松原、伝清盛塚、広島県天然記念物として仙酔島の海食洞窟等がある。

これら瀬戸内海 of 自然景観と一体をなしている文化財は、できるだけ良好な状態で保全されるよう関係法令に基づく規制を徹底するとともに、防災施設の設置、保存修理及び環境整備等の対策を積極的に推進するものとする。

(4) 海ごみ、油等の除去対策

瀬戸内海においては、内陸部を主発生源とする海ごみ（漂流ごみ、漂着ごみ及び海底ごみ）問題が顕在化しており、国及び市町等と連携し、海ごみ対策を推進する。

漂流ごみを回収するため、広島港等に配備されている清掃船を積極的に活用するとともに、海域環境保全のため、沈廃船の処理を実施する。

また、漂流ごみ、漂着ごみ、油等の投棄を防止するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、河川法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく規制の徹底と監視、指導の強化を図るとともに、海浜等を清浄に保つため、「リフレッシュ瀬戸内」運動や「クリーン太田川」など住民等の参加による地域環境保全活動を含めた河川、海岸等の清掃事業の促進に努めるものとする。

さらに、かき養殖については、養殖いかだ等の養殖資材が台風等によって海ごみとなることが問題になっているため、養殖資材の再利用システムの構築に取り組む。

海上に浮遊する油の除去対策として、油処理資材を備蓄し、油流出事故に備えるものとする。

(5) その他の措置

ア 総合的な景観形成の推進

瀬戸内海 of 自然景観の保全を主眼とする優れた景観の保全と創造を推進するため、「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」に基づく地域指定及び届出指導等により自然と調和のとれた適正な開発が行われるようにする。また、平成16年に制定された景観法に基づき、市町が景観行政団体となって景観計画を策定し、その地域の特色ある景観行政を推進できるよう支援する。

公共事業の実施に当たっては、生態系等へ

境の形成等、総合的な景観形成を推進するものとする。

このほか、平成8年12月17日の第26回瀬戸内海環境保全知事・市長会議で採択された「瀬戸内海景観宣言」により、国や関係府県市の相互協力の下に、それぞれの地域の特性や個性を考慮しつつ、瀬戸内海のまとまりのある内海景観を保全・創造していくものとする。

の影響も考慮し、自然を身近に感じられる多自然型工法の導入などによる快適環境の形成等、総合的な景観形成を推進するものとする。

このほか、平成8年12月17日の第26回瀬戸内海環境保全知事・市長会議で採択された「瀬戸内海景観宣言」により、国や関係府県市の相互協力の下に、それぞれの地域の特性や個性を考慮しつつ、瀬戸内海のまとまりのある内海景観を保全・創造していくものとする。

さらに、自然景観と一体をなす町並み等の人文的な景観については、伝統的建造物群保存地区及び文化的景観の決定等により保全を図る。

イ 関係法令等に基づく環境影響評価等の適正運用

自然景観の保全のため、上記の施策を推進するほか、開発等により自然海岸等の自然景観が損なわれる場合もあることにかんがみ、事業の実施に際しては、本県の「開発事業に関する技術的指導基準」の適切な運用及び関係法令等に基づく環境影響評価の十分な実施に努め、さらに計画段階からの早期の環境配慮を推進するために不可欠な環境情報の提供を充実させるなど、環境影響評価制度の実効性を確保するための条件整備を進める。

また、港湾法及び「広島県の海に関する条例」に基づき、瀬戸内海海域の適正な利用等に努めるほか、近年目立つ海域や河川における放置艇については、小型船舶の登録等に関する法律や「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」の運用及び係留保管場所の整備や廃船の適正処理、再資源化に向けた取組みを推進するなどの総合的な対策を講じ、自然景観の保全について十分配慮するものとする。

このほか、自然景観と一体をなす町並み等の人文的な景観については、伝統的建造物群保存地区の指定等により保全を図る。

ウ 失われた自然海岸の回復

瀬戸内海の島しょ部及び沿岸部に所在する自然海岸は、瀬戸内海の海岸の景観を構成する重要な要素であることから、可能な限り保全を図るとともに、失われた自然海岸については、地域の特性等を踏まえつつ、各関係事業による海岸整備等によりその回復を図る。

イ 関係法令等に基づく環境影響評価等の適正運用

開発等により自然海岸等の自然景観が損なわれる場合もあることから、事業の実施に際しては、「開発事業に関する技術的指導基準」の適切な運用及び関係法令等に基づく環境影響評価等の適切な実施を確保するとともに、早期段階での環境配慮を推進する。

ウ 海域の適正利用推進

港湾法及び「広島県の海に関する条例」に基づき、瀬戸内海海域の適正な利用等に努める。

また、海域や河川における放置艇については、漁港漁場整備法、河川法、港湾法及び「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」に基づき広島湾での放置艇等の禁止区域を拡大するとともに、係留保管場所の整備や廃船の適正処理を実施する。

とりわけ、FRP廃船については、「FRP船リサイクルシステム」等を利用し、効率的な撤去・処理を推進する。

エ 自然海岸の保全

瀬戸内海の島しょ部及び沿岸部に所在する自然海岸は、瀬戸内海の海岸の景観を構成する重要な要素であることから、可能な限り保全を図るとともに、失われた自然海岸については、地域の特性等を踏まえつつ、各関係事業による海岸整備等によりその回復に努める。

## 3 浅海域の保全

## (1) 藻場及び干潟等の保全等

第4回自然環境保全基礎調査海域生物環境調査(1994年3月,環境庁)によると,平成2年度調査において,本県の沿岸海域には2,059haの藻場があり,その多くは県中央部海域の島しょ部に存在しており,アマモ場は,そのうち45.5%を占め瀬戸内海全体に占める割合も大きい。また,干潟は,1,024haあり,県内沿岸域の全域に点在している。

魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類,鳥類等の生態系を維持するうえで重要な役割を果たすとされている干潟,その他水質浄化,生物多様性の確保,環境教育・環境学習の場等,瀬戸内海の環境保全上,重要な役割を有する藻場及び干潟は,近年各種開発の進展に伴い次第に減少する傾向にある。

こうした中,生野島,黒島の地先水域が水産資源保護法に基づく保護水面,白島等3箇所の地先水域が瀬戸内海漁業取締規則に基づく藻場等におけるひき網漁業の禁止区域に指定されており,これらの水域においては法令に基づく規制措置の適切な運用により藻場の保全を図る。

さらに,水産資源増殖等の見地から,水産基盤整備事業等(増殖場造成事業,漁場保全事業等)により,幼稚仔の再生産の場,野生生物の生息・生育環境等としての藻場及び干潟の造成に積極的に取り組むほか,港湾環境整備事業,海域環境創造整備事業等を通じた藻場及び干潟の造成等を推進する。

## (2) 自然海浜の保全等

第4回自然環境保全基礎調査海岸調査(環境庁)によると,平成5年度調査において,本県内の瀬戸内海の海岸線のうち,自然海岸は33.0%,半自然海岸は4.6%,人工海岸は61.7%,河口部0.7%である。

これらの自然海岸及び半自然海岸の海浜は,海水浴場,潮干狩場及び魚釣り場として利用されており,例えば県民の浜海水浴場で年間約5.5万人の利用があるほか,潮干狩場として宮島大元公園等,魚釣り場として阿多田島周辺,蒲刈島周辺等多くの場所が利用されている。

このように自然海浜は,地域住民の憩いの

## 3 浅海域の保全

## (1) 藻場及び干潟等の保全等

第4回自然環境保全基礎調査海域生物環境調査(平成6年3月,環境庁)によると,平成2年度調査において,本県の沿岸海域には2,059haの藻場があり,その多くは県中央部海域の島しょ部に存在しており,アマモ場は,そのうち45.5%を占め瀬戸内海全体に占める割合も大きい。また,平成18年度瀬戸内海干潟実態調査(平成19年3月,環境省)によると,干潟は1,186haあり,県内沿岸域の全域に点在している。

魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類,鳥類等の生態系を維持するうえで重要な役割を果たすとされている干潟,その他水質浄化,生物多様性の確保,環境教育・環境学習の場等,瀬戸内海の環境保全上,重要な役割を有する藻場及び干潟は,近年各種開発の進展に伴い次第に減少する傾向にある。

こうした中,生野島,黒島の地先水域が水産資源保護法に基づく保護水面,白島等3箇所の地先水域が瀬戸内海漁業取締規則に基づく藻場等におけるひき網漁業の禁止区域に指定されており,これらの水域においては法令に基づく規制措置の適切な運用により藻場の保全を図る。

さらに,水産資源増殖等の見地から,水産基盤整備事業等(広域漁港整備事業,漁場環境保全創造事業等)により,幼稚仔の再生産の場,野生生物の生息・生育環境等としての藻場及び干潟の造成に積極的に取り組むほか,海域環境創造・自然再生等事業等を通じた藻場及び干潟の造成等を推進する。

## (2) 自然海浜の保全等

第5回自然環境保全基礎調査海岸調査(環境庁)によると,平成8年度調査において,本県内の瀬戸内海の海岸線のうち,自然海岸は31.5%,半自然海岸は5.3%,人工海岸は62.5%,河口部0.7%である。

これらの自然海岸及び半自然海岸の海浜は,海水浴場,潮干狩場及び魚釣り場として利用されており,例えば県民の浜海水浴場で年間約6.8万人の利用があるほか,潮干狩場として宮島大元公園等,魚釣り場として阿多田島周辺,蒲刈島周辺等多くの場所が利用されている。

このように自然海浜は,地域住民の憩いの

場及び海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察等の自然とのふれあいの場としての役割を果たしており、県民の健康で文化的な生活を確保するため必要不可欠なものとなっている。一方、近年これらの自然海浜が減少する傾向にあることにかんがみ、できるだけその保全に努めるとともに、養浜等により海浜環境の整備を推進する。

ア 規制の徹底と指導、取締りの強化

自然海浜の保全のため、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく「広島県自然海浜保全条例」を制定し、佐木大野浦地区等 19 箇所を自然海浜保全地区として指定してきたところであるが、今後ともさらに地区指定を進め、条例の適切な運用を図る。

また、自然公園法、「広島県自然環境保全条例」、都市計画法、都市公園法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律及び森林法に基づく各種指定区域等における自然海浜については、法令等に基づく規制措置の適切な運用を図ることにより、その保全に努める。

イ 養浜等による海浜環境の整備

積極的に自然とのふれあいの場としての海浜を造成するため、海岸環境整備事業（養浜等）により豊島漁港海岸等において養浜を積極的に推進する。このほか、エコ・コースト事業や「いきいき・海の子・浜づくり」事業により、豊かで多様な海生動植物等の生態系及び自然景観等に配慮した海岸整備や、環境教育・環境学習の場等として利用しやすい海岸づくりを行う。

事業名	実施及び予定箇所
海岸環境整備事業	<u>広島港海岸（坂町）、竹原港海岸（竹原市）、須波海岸（三原市）、大野浦海岸（三原市）、箱崎漁港海岸（内海町）、相川海岸（因島市）、豊島漁港海岸（豊浜町）、蒲刈港海岸（下蒲刈町）</u>
<u>エコ・コースト事業</u>	<u>竹原港（沖辺地区）（竹原市）</u>
「いきいき・海の子・浜づくり」事業	<u>生口港（宮原地区）（瀬戸田町）、御手洗港（野坂地区）（豊町）</u>

4 海砂利採取への対応

場及び海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察等の自然とのふれあいの場としての役割を果たしており、県民の健康で文化的な生活を確保するため必要不可欠なものとなっている。一方、近年これらの自然海浜が減少する傾向にあることにかんがみ、できるだけその保全に努めるとともに、養浜等により海浜環境の整備を推進する。

ア 規制の徹底と指導、取締りの強化

自然海浜の保全のため、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく「広島県自然海浜保全条例」を制定し、佐木大野浦地区等 19 箇所を自然海浜保全地区として指定してきたところであるが、今後ともさらに地区指定を進め、条例の適切な運用を図る。

また、自然公園法、「広島県自然環境保全条例」、都市計画法、都市公園法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律及び森林法に基づく各種指定区域等における自然海浜については、法令等に基づく規制措置の適切な運用を図ることにより、その保全に努める。

イ 養浜等による海浜環境の整備

積極的に自然とのふれあいの場としての海浜を造成するため、海岸環境整備事業（養浜等）により豊島漁港海岸等において養浜を積極的に推進する。このほか、「いきいき・海の子・浜づくり」事業により、豊かで多様な海生動植物等の生態系及び自然景観等に配慮した海岸整備や、環境教育・環境学習の場等として利用しやすい海岸づくりを行う。

事業名	実施及び予定箇所
海岸環境整備事業	豊島漁港海岸（ <u>呉市</u> ）、蒲刈港海岸（ <u>呉市</u> ）
「いきいき・海の子・浜づくり」事業	御手洗港（野坂地区）（ <u>呉市</u> ）

また、海岸法に基づき策定した「広島県海岸保全基本計画」に基づき、自然と共生した、利用され親しまれる海岸の整備を行う。

4 海砂利採取への対応

本県では、平成10年2月16日に水産資源の保護培養や自然環境の保全の観点から、県内の海砂利採取を全面禁止することとした。これに伴い、平成9、10年度の2ヶ年で、過去の海砂利採取による海域環境や水産資源への影響を把握し、今後の対応に資することを目的とした環境調査を実施した。

今後は、採取禁止措置を堅持していくとともに、平成12年度に策定した「海砂利採取環境調査実施計画」に基づき、一定期間毎に海底地形や魚介類等の変化に関する環境調査を実施し、海砂利採取全面禁止後の海域環境・水産資源の回復・修復状況の把握等に努める。また、海砂を使用しない工法及び再生砂の活用等による海砂から代替材への転換や、採取跡地周辺における水産資源増大対策として、魚礁設置や増殖場の造成等を推進する。

#### 5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

本県の瀬戸内海区域における公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認に当たっては、瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項についての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って、環境保全に十分配慮するものとする。

また、埋立事業の実施に当たっては、環境影響評価法及び「広島県環境影響評価に関する条例」に基づく環境影響評価を通じて、環境への影響の回避・低減を図るとともに、必要に応じて適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。

これらの環境影響評価に関する検討に際しては、特に浅海域の藻場・干潟等は、一般に生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息、海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとする。

#### 6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を図るため、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進、処理施設の整備等の施策を総合的に推進することにより、最終処分量の削減等を図るものとする。また、廃棄物の最終処分が海面埋立によらざるを得ない場合においても、環境保全と廃棄物の適正

本県では、平成10年に水産資源の保護培養や自然環境の保全の観点から、県内の海砂利採取を全面禁止しており、採取禁止の措置を堅持する。

また、平成12年度に策定した「海砂利採取環境調査実施計画」に基づき、一定期間毎に海底地形や魚介類等の変化に関する環境調査を実施し、海砂利採取全面禁止後の海域環境・水産資源の回復・修復状況の把握等に努めるとともに、採取跡地周辺における水産資源を増大するため、魚礁設置や増殖場の造成等を推進する。

#### 5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

本県の瀬戸内海区域における公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認に当たっては、瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項についての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って、環境保全に十分配慮するものとする。

また、埋立事業の実施に当たっては、環境影響評価法及び「広島県環境影響評価に関する条例」に基づく環境影響評価等を通じて、環境への影響の回避・低減を図るとともに、必要に応じて適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。

これらの環境影響評価に関する検討に際しては、特に浅海域の藻場・干潟等は、一般に生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息、海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとする。

#### 6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を図るため、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進、処理施設の整備等の施策を総合的に推進することにより、最終処分量の削減等を図るものとする。また、廃棄物の最終処分が海面埋立によらざるを得ない場合においても、環境保全と廃棄物の適正

な処理の両面に十分配慮し、このような観点から整合性を保った廃棄物処理計画及び埋立地の造成計画によって行うものとする。

このほか、瀬戸内海の海面及び海岸が清浄に保持されるためには、ごみ等の不法投棄及び不適正処理の防止に努めることが必要であることから、監視等の強化を図る必要がある。

これらの観点から、以下の施策を積極的に実施するものとする。

(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用  
循環型社会の構築に向けた先進的なモデルケースとして、リサイクル技術や関連するインフラの一定の集積が認められる備後地域において「びんごエコタウン構想」を推進する。また、「びんごエコタウン構想」の中核施設として、一般廃棄物の広域処理と併せて、可燃ごみを加工した固形化燃料(RDF)を用いた発電や灰溶融による資源化を図る施設の整備等を行う「福山リサイクル発電事業」を推進する。

さらに、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、消費者、市町村、事業者がそれぞれの役割と責任を分担するリサイクルシステムを構築する。

## (2) 処理施設の整備等

本県の瀬戸内海関係区域におけるごみ処理施設の平成11年度末整備状況は、ごみ焼却施設44施設、粗大ごみ処理施設14施設が整備されており、その処理能力はそれぞれ3,255t/日、438t/日である。

現在、これらの施設により処理を行う一方、ダイオキシンの排出削減や適正なごみ処理の推進に向け、平成10年7月に策定した「広島県一般廃棄物広域処理計画」に基づき、廃棄物処理施設整備事業による処理施設の整備が進められているところである。今後とも市町村との連携の下で、ごみの発生抑制、再使用、再生利用の総合的な推進と併せて、一般廃棄物処理の広域化を推進する。

さらに、産業廃棄物については、事業者及び処理業者に対する監視指導を徹底するとともに、「広島県廃棄物処理計画」に基づき、適正処理の推進を図る。

な処理の両面に十分配慮し、このような観点から整合性を保った廃棄物処理計画及び埋立地の造成計画によって行うものとする。

このほか、瀬戸内海の海面及び海岸が清浄に保持されるためには、ごみ等の不法投棄及び不適正処理の防止に努めることが必要であることから、監視等の強化を図る必要がある。

これらの観点から、以下の施策を積極的に実施するものとする。

(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用  
循環型社会の構築に向けた先進的なモデルケースとして、リサイクル技術や関連するインフラの一定の集積が認められる備後地域において「びんごエコタウン構想」を推進する。また、「びんごエコタウン構想」の中核施設として、一般廃棄物の広域処理と併せて、可燃ごみを加工した固形化燃料(RDF)を用いた発電や灰溶融による資源化を図る施設の整備等を行う「福山リサイクル発電事業」を推進する。

さらに、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、特定家庭用機器再商品化法、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、消費者、行政、事業者がそれぞれの役割と責任を分担するリサイクルシステムを構築する。

## (2) 処理施設の整備等

一般廃棄物及び産業廃棄物については、「広島県廃棄物処理計画」に基づき、適正処理の推進を図る。

本県の瀬戸内海関係区域における一般廃棄物処理施設の平成17年度末整備状況は、次表のとおりで、これらの施設により処理を行う。

一般廃棄物処理施設の種類	施設数	処理能力(t/日)
ごみ焼却施設	24	3,025
資源化施設	25	549
粗大ごみ処理施設	11	357
燃料化処理施設	7	550
RDF発電施設	1	314

また、循環型社会形成推進交付金事業により廃棄物からの資源リサイクル及びエネルギー

<u>廃棄物処理施設整備事業</u>	<u>実施及び予定箇所</u>	<u>ギー回収に重点を置いた施設処理の整備が進められており、今後とも市町との連携の下で、ごみの発生抑制、再使用、再生利用の総合的な推進を図る。</u>		
<u>ごみ処理施設(継続事業)</u>	<u>広島市、呉市、安芸地区衛生施設管理組合</u>		<u>循環型社会形成推進交付金事業(平成19年度)：実施予定箇所</u>	
<u>ごみ処理施設(新規事業)</u>	<u>福山リサイクル発電(株)</u>			
<u>粗大ゴミ処理施設(継続事業)</u>	<u>呉市</u>			
<u>ごみ燃料化施設(継続事業)</u>	<u>府中市</u>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>ごみ焼却施設(継続)</u></td> <td><u>広島市</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>ごみ焼却施設(継続)</u>	<u>広島市</u>
<u>ごみ焼却施設(継続)</u>	<u>広島市</u>			
<u>ごみ燃料化施設(新規事業)</u>	<u>大竹市、神石広域事務組合、東城町、福山市</u>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>最終処分場(継続)</u></td> <td><u>広島市</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>最終処分場(継続)</u>	<u>広島市</u>
<u>最終処分場(継続)</u>	<u>広島市</u>			
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>ストックヤード(新規)</u></td> <td><u>江田島市、竹原広域行政組合</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>ストックヤード(新規)</u>	<u>江田島市、竹原広域行政組合</u>
<u>ストックヤード(新規)</u>	<u>江田島市、竹原広域行政組合</u>			
(3) 処分地の確保等	<p>本県の瀬戸内海関係区域においては、平成11年度末において一般廃棄物の最終処分場25箇所(建設中、廃止分及び埋立完了施設を除く。残余容量361万m<sup>3</sup>)、産業廃棄物の最終処分場74箇所(残余容量822万m<sup>3</sup>)が確保されているが、<u>廃棄物は量的に増大</u>、質的に多様化、複雑化しており、新たな処分地の確保も重要な課題である。廃棄物の最終処分が海面埋立によらざるを得ない場合においては、瀬戸内海の環境保全に十分配慮したうえで<u>廃棄物処理施設整備事業</u>(最終処分場)及び<u>港湾整備事業</u>(廃棄物埋立護岸)を実施し、処分地の確保に努める。</p>	<p>さらに産業廃棄物については、事業者及び処理業者に対する監視指導を徹底する。</p> <p>(3) 処分地の確保等</p> <p>本県の瀬戸内海関係区域においては、平成17年度末において一般廃棄物の最終処分場29箇所(建設中、廃止分及び埋立完了施設を除く。残余容量227万m<sup>3</sup>)、産業廃棄物の最終処分場57箇所(残余容量745万m<sup>3</sup>)が確保されている。<u>近年、廃棄物の排出量、埋立処分量は減少に転じているものの</u>、質的に多様化、複雑化しており、新たな処分地の確保も重要な課題である。廃棄物の最終処分が海面埋立によらざるを得ない場合においては、瀬戸内海の環境保全に十分配慮したうえで<u>循環型社会形成推進交付金事業</u>(最終処分場)及び<u>廃棄物処理施設整備事業</u>(廃棄物埋立護岸)を実施し、処分地の確保に努める。</p>		
7 健全な水循環機能の維持・回復	(1) 海域	7 健全な水循環機能の維持・回復		
(2) 陸域	<p>陸域において、水は浸透、湧出、流下等により地表・地下を通じて一体的に循環しており、この循環の過程で、河川の水量確保、水質浄化、水辺環境や生態系の保全などに大き</p>	(2) 陸域		

<p>な役割を果たしている。健全な水循環の維持・回復を図るため、次の施策を推進する。</p> <p>ア 農地・森林の適切な維持管理</p> <p>農地や森林が持つ水源かん養等の公益的機能を発揮させるため、適切な維持管理を進める。</p> <p>農地については、傾斜地が多くまとまった農地が少ないなど農業生産条件が不利な中山間地域等を対象として、耕作放棄の原因となる農業生産条件の不利性を補正する直接支払いを実施し、農地保全を通じた農地の公益的機能の維持発揮を図る。<u>また、農地やため池などの土地改良施設を適正に維持管理するため、中山間ふるさと・水と土保全基金事業を通じた集落共同活動への支援や土地改良施設の機能保全を進める。</u></p> <p>森林については、<u>水源森林総合整備事業</u>等により水源地域の荒廃森林の整備等を行うほか、流域を単位として、民有林、国有林を含めた川上から川下の関係者の総意のもとに多様な森林整備を行う流域管理システムの確立を図るとともに、<u>(財)広島県緑と水の森林公社</u>による水源林整備等を進める。</p>	<p>な役割を果たしている。健全な水循環の維持・回復を図るため、次の施策を推進する。</p> <p>ア 農地・森林の適切な維持管理</p> <p>農地や森林が持つ水源かん養等の公益的機能を発揮させるため、適切な維持管理を進める。</p> <p>農地については、傾斜地が多くまとまった農地が少ないなど農業生産条件が不利な中山間地域等を対象として、耕作放棄の原因となる農業生産条件の不利性を補正する直接支払いを実施し、農地保全を通じた農地の公益的機能の維持発揮を図る。<u>また、農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援する、農地・水・環境保全向上対策を実施する。</u></p> <p>森林については、<u>水源地域整備事業</u>等により水源地域の荒廃森林の整備等を行うほか、流域を単位として、民有林、国有林を含めた川上から川下の関係者の総意のもとに多様な森林整備を行う流域管理システムの確立を図るとともに、<u>(財)広島県農林振興センター</u>による水源林整備等を進める。</p>
<p>イ 河川等における水の地下浸透への配慮等</p> <p>河川における多自然型川づくりや道路等の整備における斜面緑化、自然材・自然石の利用など、水の地下浸透にも配慮した工法を積極的に導入することにより、水循環機能の維持・回復を図る。このほか、下水道や農業集落排水等の処理水を雑用水等として再利用するなど、水の循環的利用に努める。</p>	<p>イ 河川等における水の地下浸透への配慮等</p> <p>河川における多自然川づくりや道路等の整備における斜面緑化、自然材・自然石の利用など、水の地下浸透にも配慮した工法を積極的に導入することにより、水循環機能の維持・回復を図る。このほか、下水道や農業集落排水等の処理水を雑用水等として再利用するなど、水の循環的利用に努める。</p>
<p>8 失われた良好な環境の回復</p> <p>瀬戸内海にふさわしい多様な環境を確保するため、開発等に伴い既に失われた藻場、干潟、自然海浜等の良好な環境を回復させる施策の展開を図るものとする。</p> <p>これらの施策の推進に当たっては、開発等に伴いかつての良好な自然環境が消失した地域を対象とすることを基本とし、生物の生息環境の整備による生態系や海域の浄化能力の回復、人と海とのふれあいを生み出す空間の整備による海への親しみや海域環境への意識高揚等の観点から、関連する整備事業等を通じた藻場、干潟、自然海浜等の回復を図る。また、都市部など、古くから埋立て等</p>	<p>8 失われた良好な環境の回復</p> <p>瀬戸内海にふさわしい多様な環境を確保するため、開発等に伴い既に失われた藻場、干潟、自然海浜等の良好な環境を回復させる施策の展開を図るものとする。</p> <p>これらの施策の推進に当たっては、開発等に伴いかつての良好な自然環境が消失した地域を対象とすることを基本とし、生物の生息環境の整備による生態系や海域の浄化能力の回復、人と海とのふれあいを生み出す空間の整備による海への親しみや海域環境への意識高揚等の観点から、関連する整備事業等を通じた藻場、干潟、自然海浜等の回復を図る。また、都市部など、古くから埋立て等</p>

<p>の開発が進められ、藻場、干潟、自然海岸がほとんど存在しないような地域においては、周辺環境への影響等を十分考慮したうえで、人と海とのふれあいや生物の生息の場の確保、良好な景観の形成等の観点から必要な環境を創り出す。これらの推進に当たっては、国及び地方公共団体が先導的役割を果たしつつ、事業者、住民及び民間団体との連携に努め、計画的に進めていくものとする。</p>	<p>の開発が進められ、藻場、干潟、自然海岸がほとんど存在しないような地域においては、周辺環境への影響等を十分考慮したうえで、人と海とのふれあいや生物の生息の場の確保、良好な景観の形成等の観点から必要な環境を創り出す。これらの推進に当たっては、国及び地方公共団体が先導的役割を果たしつつ、事業者、住民及び民間団体との連携に努め、計画的に進めていくものとする。</p>
<p>9 島しょ部の環境の保全</p> <p>本県の瀬戸内海には有人・無人合わせて138の島がある。これらの地域は、内海航路の要衝として栄えるなど豊かな歴史・文化を持ち、柑橘栽培などの農業や漁業、造船業などが営まれてきた。しかし、過疎化、高齢化の進行や基幹産業の低迷など、島しょ部の活力の低下も懸念されている。その一方で、豊かな自然環境が随所に残されており、貴重な財産であるこれらの自然環境を守りつつ、地域の活性化を図っていく必要がある。特に、各種の公共事業や開発等を行う際には、残された自然環境や島々がつくり出す瀬戸内海らしい多島美の景観等に十分配慮するものとする。</p> <p>また、貴重な自然環境を適切に保全・活用する観点から、自然公園区域の指定等により適切な保全を図るとともに、自然とのふれあいの促進等に資する施設整備やそれらを有効に生かすソフト面の施策を総合的に推進する。</p>	<p>9 島しょ部の環境の保全</p> <p>本県の瀬戸内海には有人・無人合わせて138の島がある。これらの地域は、内海航路の要衝として栄えるなど豊かな歴史・文化を持ち、柑橘栽培などの農業や漁業、造船業などが営まれてきた。しかし、過疎化、高齢化の進行や基幹産業の低迷など、島しょ部の活力の低下も懸念されている。その一方で、豊かな自然環境が随所に残されており、貴重な財産であるこれらの自然環境を守りつつ、地域の活性化を図っていく必要がある。特に、各種の公共事業や開発等を行う際には、残された自然環境や島々がつくり出す瀬戸内海らしい多島美の景観等に十分配慮するものとする。</p> <p>また、貴重な自然環境を適切に保全・活用する観点から、自然公園区域の指定等により適切な保全を図るとともに、自然とのふれあいの促進等に資する施設整備やそれらを有効に生かすソフト面の施策を総合的に推進する。</p>
<p>10 下水道等の整備の促進</p> <p>(1) 下水道の整備</p> <p>瀬戸内海の水質保全を図るうえで、生活排水に係る汚濁負荷量の削減対策として、下水道の整備は極めて重要な施策である。</p> <p>本県の瀬戸内海関係区域における下水道の整備状況は、平成 <u>12</u> 年度末において広島市江波下水処理場等 31 箇所の終末処理場が稼動しており、処理人口は <u>1,618.5 千人</u> で、処理人口普及率は <u>59.5%</u> である。</p> <p>今後とも、下水道の整備が、瀬戸内海の水質保全を図るうえで特に重要かつ緊急を要する課題であるとの観点から、積極的に整備を推進するものとし、現在実施中の広島市等 <u>45 市町村</u> の公共下水道事業及び太田川等の流域下水道事業については、その整備を促進するものとし、<u>かつ、因島市等 1 市 6 町の公共下水道事業については、できるだけ速やか</u></p>	<p>10 下水道等の整備の促進</p> <p>(1) 下水道の整備</p> <p>瀬戸内海の水質保全を図るうえで、生活排水に係る汚濁負荷量の削減対策として、下水道の整備は極めて重要な施策である。</p> <p>本県の瀬戸内海関係区域における下水道の整備状況は、平成 <u>17</u> 年度末において広島市江波下水処理場等 31 箇所の終末処理場が稼動しており、処理人口は <u>1,779.8 千人</u> で、処理人口普及率は <u>65.3%</u> である。</p> <p>今後とも、下水道の整備が、瀬戸内海の水質保全を図るうえで特に重要かつ緊急を要する課題であるとの観点から、積極的に整備を推進するものとし、現在実施中の広島市等 <u>20 市町村</u> の公共下水道事業及び太田川等の流域下水道事業については、その整備を促進するものとする。</p> <p>また、下水道終末処理場については、維持</p>

に整備に着手するものとする。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により放流水質の安定化及び向上に努めるとともに、高度処理の導入について、下水道の普及状況を勘案しつつ、その実施に努めるものとする。

さらに、合流式下水道については、越流水の現状把握に努めるとともに、改善を推進する。

管理の徹底等により放流水質の安定化及び向上に努めるとともに、高度処理の導入について、下水道の普及状況を勘案しつつ、その実施に努めるものとする。

さらに、合流式下水道については、引き続き改善を推進する。

	<u>音戸町, 豊町, 木江町, 向島町, 内海町</u>
流域下水道 (継続事業)	太田川, 芦田川, 沼田川

(様式3)

(2) その他の生活排水処理施設の整備  
下水道のほか、地域の実情に応じ、浄化槽(合併処理浄化槽)、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備を促進するとともに、排水処理の高度化の促進並びに適正な維持管理の徹底等により、生活排水対策を計画的に推進し、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

ア 浄化槽(合併処理浄化槽)の普及促進  
浄化槽(合併処理浄化槽)については、合併処理浄化槽設置整備事業の活用等により整備を促進するとともに、規模の大きなものについては「開発事業に関する技術的指導基準」に基づき、高度処理の導入の促進を図るものとする。

さらに、既設の単独浄化槽については、地域の実情に応じ合併処理浄化槽への転換の促進を図るものとする。

なお、新設及び既設の合併処理浄化槽並びに既設の単独浄化槽については、浄化槽法等関係法令の他、「広島県浄化槽取扱指導要綱」等に基づき、その適正な設置及び維持管理の徹底に努め、放流水質の向上及び安定化を図るものとする。

事業名	実施及び予定箇所
<u>合併処理浄化槽設置整備事業(継続事業) 5 3市町村</u>	広島市, <u>呉市</u> , 竹原市, 三原市, <u>尾道市</u> , <u>因島市</u> , 福山市, 大竹市, 東広島市, 廿日市市, 府中市, 府中町, <u>海田町</u> , <u>熊野町</u> , <u>坂町</u> , <u>音戸町</u> , <u>倉橋町</u> , <u>湯来町</u> , <u>佐伯町</u> , <u>吉和村</u> , <u>加計町</u> , <u>戸河内町</u> , <u>芸北町</u> , <u>千代田町</u> , <u>豊平町</u> , <u>八千代町</u> , <u>黒瀬町</u> , <u>福富町</u> , <u>豊栄町</u> , <u>大和町</u> , <u>河内町</u> , <u>本郷町</u> , <u>安芸津町</u> , <u>安浦町</u> , <u>豊町</u> , <u>大崎町</u> , <u>東野町</u> , <u>木江町</u> , <u>御調町</u> , <u>久井町</u> , <u>甲山町</u> , <u>世羅町</u> , <u>内海町</u> , <u>沼隈町</u> , <u>神辺町</u> , <u>新市町</u> , <u>油木町</u> , <u>神石町</u> , <u>豊松村</u> , <u>神石郡三和町</u> , <u>上下町</u> , <u>西城町</u> , <u>東城町</u>
<u>(新規事業) 2町</u>	<u>能美町</u> , <u>江田島町</u>
<u>特定地域生活排水処理事業(継続事業) 2町</u>	<u>河内町</u> , <u>甲田町</u>
<u>(新規事業)</u>	<u>高宮町</u> , <u>吉田町</u> , <u>布野村</u>

(2) その他の生活排水処理施設の整備  
下水道のほか、地域の実情に応じ、浄化槽(合併処理浄化槽)、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等の生活排水処理施設の整備を促進するとともに、排水処理の高度化の促進並びに適正な維持管理の徹底等により、生活排水対策を計画的に推進し、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

ア 浄化槽(合併処理浄化槽)の普及促進  
浄化槽(合併処理浄化槽)については、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業等の活用により整備を促進するとともに、規模の大きなものについては「開発事業に関する技術的指導基準」に基づき、高度処理の導入の促進を図るものとする。

さらに、既存単独処理浄化槽については、地域の実情に応じ合併処理浄化槽への転換の促進を図るものとする。

なお、新設及び既設の合併処理浄化槽並びに既存単独処理浄化槽については、浄化槽法等関係法令の他、「広島県浄化槽取扱指導要綱」等に基づき、その適正な設置及び維持管理の徹底に努め、放流水質の向上及び安定化を図るものとする。

事業名	実施及び予定箇所
<u>浄化槽設置整備事業(継続事業)</u>	(11市7町) 広島市, 竹原市, 三原市, 福山市, 府中市, <u>庄原市</u> , 大竹市, 東広島市, 廿日市市, <u>安芸高田市</u> , <u>江田島市</u> , 府中町, 熊野町, 坂町, <u>北広島町</u> , <u>大崎上島町</u> , 世羅町, <u>神石高原町</u>
<u>浄化槽市町村整備推進事業(継続事業)</u>	<u>(3市)</u> <u>三原市</u> , <u>庄原市</u> , <u>安芸高田市</u>
<u>汚水処理施設整備交付金事業(継続事業)</u>	<u>(3市1町)</u> <u>呉市</u> , <u>尾道市</u> , <u>三次市</u> , <u>安芸太田町</u>
<u>汚水処理施設市町村整備交付金事業(継続事業)</u>	<u>(1市)</u> <u>三次市</u>

	<u>海町, 沼隈町, 神辺町, 新市町, 油木町, 神石町, 豊松村, 神石郡三和町, 上下町, 西城町, 東城町</u>	<u>交付金事業 (継続事業)</u>	
<u>(新規事業) 2町</u>	<u>能美町, 江田島町</u>	<u>汚水処理施設市町村整備交付金事業 (継続事業)</u>	三次市 (様式3)
<u>特定地域生活排水処理事業 (継続事業) 2町</u>	<u>河内町, 甲田町</u>		
<u>(新規事業) 3町村</u>	<u>高宮町, 吉田町, 布野村</u>		
<p>イ 農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備</p> <p>農業を主体とした地域においては, 農業集落排水施設が, 平成 <u>12</u> 年度末において <u>29 処理施設 (処理能力: 8,160m<sup>3</sup>/日)</u> 整備されている。今後も地域の特性を考慮し, 農業集落排水施設の整備を促進するものとする。</p> <p>また, 漁村地域においては, 今後も地域の特性を考慮し, 水質保全を図り漁村生活の改善に資するため, 漁業集落排水施設の整備を促進するものとする。</p>		<p>イ 農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備</p> <p>農業を主体とした地域においては, 農業集落排水施設が, 平成 <u>18</u> 年度末において <u>77 処理施設</u> 整備されている。今後も地域の特性を考慮し, 農業集落排水施設の整備を促進するものとする。</p> <p>また, 漁村地域においては, 今後も地域の特性を考慮し, 水質保全を図り漁村生活の改善に資するため, 漁業集落排水施設の整備を促進するものとする。</p>	
<p>(3) し尿処理施設の整備</p> <p>本県の瀬戸内海関係区域におけるし尿処理施設の平成 <u>11</u> 年度末整備状況は, <u>31 施設</u> で処理能力は <u>2,632k1/日</u> である。現在, これらの施設により処理を行っているところであるが, 今後とも, 公共下水道等の整備の進捗状況に配慮しながら, 人口の増加及び施</p>		<p>(3) し尿処理施設の整備</p> <p>本県の瀬戸内海関係区域におけるし尿処理施設の平成 <u>17</u> 年度末整備状況は, <u>32 施設</u> で処理能力は <u>2,587k1/日</u> である。現在, これらの施設により処理を行っているところであるが, 今後とも, 公共下水道等の整備の進捗状況に配慮しながら, 人口の増加及び施</p>	

（新規事業）	
漁業集落排水施設（継続事業）	三原市, 福山市, <u>倉橋町</u> , <u>下蒲刈町</u> , <u>木江町</u> , <u>内海町</u>

排水施設（継続事業）	四市, <u>六町五箇村</u>
------------	------------------

(様式3)

設の老朽化等に対応して、施設の新増設又は更新を行うとともに、必要に応じて高度処理の導入に努めるものとする。

11 海底及び河床の汚泥の除去等

瀬戸内海の水質汚濁の一因となっている海底及び河床の汚泥の実態を把握するため、県内の主要河川及び海域において底質調査を実施しており、今後ともその調査を継続するとともに、有機汚泥の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、除去の際の周辺環境への影響調査等所要の調査研究を進めるとともに、必要に応じ除去等の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

現在、有機汚泥等の堆積に対して、平成6年度～10年度に福山港（内港地区）地区で実施した底質固化処理について、効果の確認等のための環境監視を実施しているほか、統合河川整備事業として尾崎川のしゅんせつを引続き実施し、海域及び河川環境の保全に努めるものとする。

また、海底に堆積したヘドロの除去技術の開発等を目的として、底質浄化事業に係る調査等の推進を図るものとする。

12 水質等の監視測定

瀬戸内海の水質保全対策の実効を期すためには、県内の瀬戸内海関係区域における公共用水域の環境基準の達成維持の状況及び発生源における排水基準の遵守状況等を把握することが不可欠であり、そのための水質等の監視測定が必要である。

このため、公共用水域については、現在環境基準の類型指定がされている水域を中心として、河川 237 地点、海域 69 地点、計 306 地点（平成 12 年度）において、水質汚濁防止法による水質測定計画に基づき、関係機関の相互協力の下に、定期的に常時監視に努めているところであり、今後ともこれら常時監視の拡充強化を図り、監視体制の整備に努めるものとする。

一方、発生源については、水質汚濁防止法及び「広島県公害防止条例」等に基づき、工場・事業場に対する排水基準の遵守、指導の徹底に努めている。

また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、河川 24 地点、海域 9 地点、地下水 12 地点、計 45 地点（平成 12 年度）において、関係機関の相互協力の下に、ダイオキシン類

設の老朽化等に対応して、施設の新増設又は更新を行うとともに、必要に応じて高度処理の導入に努めるものとする。

11 海底及び河床の汚泥の除去等

瀬戸内海の水質汚濁の一因となっている海底及び河床の汚泥の実態を把握するため、県内の主要河川及び海域において底質調査を実施しており、今後ともその調査を継続するとともに、有機汚泥の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、除去の際の周辺環境への影響調査等所要の調査研究を進めるとともに、必要に応じ除去等の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

現在、有機汚泥等の堆積に対して、平成6年度～10年度に福山港（内港地区）地区で実施した底質固化処理について、効果の確認等のための環境監視を実施しているほか、統合河川整備事業及び漁場環境保全創造事業（堆積物除去）を引続き実施し、海域及び河川環境の保全に努めるものとする。

また、海底に堆積したヘドロの除去技術の開発等を目的として、底質浄化事業に係る調査等の推進を図るものとする。

12 水質等の監視測定

瀬戸内海の水質保全対策の実効を期すためには、県内の瀬戸内海関係区域における公共用水域の環境基準の達成維持の状況及び発生源における排水基準の遵守状況等を把握することが不可欠であり、そのための水質等の監視測定が必要である。

このため、公共用水域については、現在環境基準の類型指定がされている水域を中心として、河川 237 地点、湖沼 8 地点、海域 72 地点、計 317 地点（平成 19 年度）において、水質汚濁防止法による水質測定計画に基づき、関係機関の相互協力の下に、定期的に常時監視に努めているところであり、今後ともこれら常時監視の拡充強化を図り、監視体制の整備に努めるものとする。

一方、発生源については、水質汚濁防止法及び「広島県生活環境の保全等に関する条例」等に基づき、工場・事業場に対する排水基準の遵守、指導の徹底に努めている。

また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、河川 25 地点、海域 10 地点、地下水 5 地点、計 40 地点（平成 19 年度）において、関係機関の相互協力の下に、ダイオキシン類

による環境汚染の状況の把握に努めているところである。

今後とも、これら水質監視測定の実強化を図るとともに、主要な工場・事業場については、総量規制の円滑な推進を図るため、水質汚濁監視テレメータシステムによる効果的な監視を行うものとする。

また、瀬戸内海の富栄養化による被害の発生を防止するため、窒素及びりん等の栄養塩類の監視測定体制の強化を図るものとする。

さらに、工場・事業場等からの発生負荷量の管理業務や公共用水域の水質監視業務に伴うデータ整理及び解析機能を有する水質情報管理システムの質的向上を図るものとする。

### 13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

本県においては、保健環境センター、水産試験場、工業技術センター等の県試験研究機関及び世界最大規模の瀬戸内海の大型水理模型を有する独立行政法人産業技術総合研究所中国センター、独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所、広島大学等の他の試験研究機関、さらに民間企業も含めた幅広い連携の下に、広島湾における富栄養化機構の解明、悪化した底質環境の改善、干潟、藻場等の浅海域の環境保全と創生、廃棄物の有効利用に関する研究及び産業排水、畜産排水の処理等に関する各種の調査研究を実施するとともに、電子計算機を利用した水質情報管理システムの開発及び環境情報システムの検討等に努めてきたところである。

今後とも、関係機関の協力を得て、これらの調査研究を推進するほか、平成16年度を目途に水産試験場を再整備し、藻場、干潟等の浅海域の環境保全・修復技術や海洋生物資源の持続的利用に関する調査研究、広島かきなど養殖業の持続的発展のための技術開発等を重点研究課題として、それらに対応する施設整備等を進める。このほか、自然環境保全基礎調査や生物指標等を用いた生態系に関する環境モニタリング調査等の調査研究を推進するとともに、環境情報や調査研究、技術開発の成果等のデータベースなどを備え、情報の共有化や環境関連情報の収集の効率化等に資するシステムの開発及び人工衛星等を用いたリモートセンシングデータの利

による環境汚染の状況の把握に努めているところである。

今後とも、これら水質監視測定の実強化を図るとともに、主要な工場・事業場については、総量規制の円滑な推進を図るため、水質汚濁監視システムによる効果的な監視を行うものとする。

また、瀬戸内海の富栄養化による被害の発生を防止するため、窒素及びりん等の栄養塩類の監視測定体制の強化を図るものとする。

さらに、工場・事業場等からの発生負荷量の管理業務や公共用水域の水質監視業務に伴うデータ整理及び解析機能を有する水質情報管理システムの質的向上を図るものとする。

### 13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

本県においては、県立総合技術研究所及び独立行政法人産業技術総合研究所中国センター、独立行政法人水産総合研究センター瀬戸内海区水産研究所、広島大学等の他の試験研究機関、さらに民間企業も含めた幅広い連携の下に、広島湾における富栄養化機構の解明、悪化した底質環境の改善、干潟、藻場等の浅海域の環境保全と創生やアマモ場の造成技術に関する研究、廃棄物の有効利用に関する研究等に関する各種の調査研究を実施するとともに、電子計算機を利用した水質情報管理システムの開発及び環境情報システムの検討等に努めてきたところである。

今後とも、関係機関の協力を得て、これらの調査研究を推進するほか、広島かきなど養殖業の持続的発展のための技術開発や自然環境保全基礎調査や生物指標等を用いた生態系に関する環境モニタリング調査等の調査研究を推進するとともに、環境情報や調査研究、技術開発の成果等のデータベースなどを備え、情報の共有化や環境関連情報の収集の効率化等に資するシステムの開発及び人工衛星等を用いたリモートセンシングデータの利用技術の開発等環境保全に関する幅広い技術の開発等の推進に努めるものとする。

<p>用技術の開発等環境保全に関する幅広い技術の開発等の推進に努めるものとする。</p>	
<p>14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進</p> <p>瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水や廃棄物等も含めた汚濁物質の削減等各種の対策を総合的に推進する必要がある、その実効を期するためには、国、地方公共団体、事業者等がその責務を果たすのはもちろんのこと、瀬戸内海地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々が、瀬戸内海の環境保全における役割の重要性を認識し、積極的に環境保全への営みに参加することが不可欠である。</p> <p>このため、県民等に対する瀬戸内海の環境保全思想の普及啓発活動を推進する。具体的には、現在、環境月間や瀬戸内海環境保全月間の事業、生活排水浄化対策事業等を通じ、市町村、関係団体と協力して、普及啓発活動や県民、民間団体等の参加による海浜・河川の清掃等の実践活動を実施しているところであり、今後も環境保全アドバイザー派遣制度を利用するなどして、環境学習の充実や地域環境保全活動の助長を行うなど、これらの活動の拡充強化を図るものとする。</p> <p>なお、これらの事業の実施に当たっては、(社)瀬戸内海環境保全協会等の協力を得るとともに「広島県環境保全基金」の活用を図り、より一層その効果を増すよう努めるものとする。</p>	<p>14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進</p> <p>瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水や廃棄物等も含めた汚濁物質の削減等各種の対策を総合的に推進する必要がある、その実効を期するためには、国、地方公共団体、事業者等がその責務を果たすのはもちろんのこと、瀬戸内海地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々が、瀬戸内海の環境保全における役割の重要性を認識し、積極的に環境保全への営みに参加することが不可欠である。</p> <p>このため、県民等に対する瀬戸内海の環境保全思想の普及啓発活動を推進する。具体的には、現在、環境月間や瀬戸内海環境保全月間の事業、生活排水浄化対策事業等を通じ、市町、関係団体と協力して、普及啓発活動や県民、民間団体等の参加による海浜・河川の清掃等の実践活動を実施しているところであり、今後も環境保全アドバイザーを活用するなどして、環境学習の充実や地域環境保全活動の助長を行うなど、これらの活動の拡充強化を図るものとする。</p> <p>なお、これらの事業の実施に当たっては、(社)瀬戸内海環境保全協会等の協力を得るとともに「広島県環境保全基金」の活用を図り、より一層その効果を増すよう努めるものとする。</p>
<p>15 環境教育・環境学習の推進</p> <p>瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとする。このため、海岸環境整備事業、エコ・コースト事業、いきいき・海の子・浜づくり事業等の海岸事業及び大久野島におけるビジターセンターの整備等により、海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進するための施設整備を進めるとともに、水生生物による水質環境調査など、瀬戸内海の環境の理解促進のためのプログラム等の整備に努めるものとする。</p> <p>また、児童・生徒に対しては、小学校及び中学校の総合的な学習の時間等を活用し、環</p>	<p>15 環境教育・環境学習の推進</p> <p>瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとする。このため、海岸環境整備事業、いきいき・海の子・浜づくり事業等の海岸事業及び大久野島におけるビジターセンターの活用等により、海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進するための施設整備を進めるとともに、水生生物による水質環境調査など、瀬戸内海の環境の理解促進のためのプログラム等の整備に努めるものとする。</p> <p>また、児童・生徒に対しては、小学校及び中学校の総合的な学習の時間等を活用し、環</p>

<p>境教育の推進を図るものとし、環境教育に関する教員研修の実施や環境教育推進に係るモデル事業等を実施して、環境教育の普及拡大を図る。</p> <p>さらに、国立公園等を活用した自然観察会等地域の特性を生かした体験的学習機会の提供や広島県環境保全アドバイザー養成講座等によるボランティア等の人材育成及び「こどもエコクラブ」の活動支援や広島県河川道路美化活動保険制度などにより、民間団体の活動に対する支援等に努めるものとする。</p>	<p>境教育の推進を図るものとし、環境教育に関する教員研修の実施や環境教育推進に係るモデル事業等を実施して、環境教育の普及拡大を図る。</p> <p>さらに、国立公園等を活用した自然観察会等地域の特性を生かした体験的学習機会の提供や広島県環境保全アドバイザー養成講座等によるボランティア等の人材育成及び「こどもエコクラブ」や「せとうち海援隊」の活動支援や広島県河川道路美化活動保険制度などにより、民間団体の活動に対する支援等に努めるものとする。</p>
<p>16 情報提供、広報の充実</p> <p>住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、多様な情報に関するデータベースの整備等により広く情報を提供するシステムの構築等を進めるとともに、広島県のホームページ、せとうちネットなどのインターネットや広報誌、新聞、テレビ、ラジオ等の広報媒体を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び負荷量削減、廃棄物の排出抑制への取組み等の広報に努めるものとする。</p>	<p>16 情報提供、広報の充実</p> <p>住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、多様な情報に関するデータベースの整備等により広く情報を提供するシステムの構築等を進めるとともに、広島県のホームページ、せとうちネット、瀬戸内海環境情報センターなどのインターネットや広報誌、新聞、テレビ、ラジオ等の広報媒体を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び負荷量削減、廃棄物の排出抑制への取組み等の広報に努めるものとする。</p>
<p>17 広域的な連携の強化等</p> <p>瀬戸内海は13府県が関係する広範な海域であることから、環境保全施策の推進のため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等を通じて広域的な連携の強化を図るものとする。</p> <p>また、健全な水循環機能の維持・回復等のため、河川流域を単位とした環境保全等に関する取組みを推進する。具体的には、流域の関係者が一体となった森林整備等を行う流域管理システムや太田川における「クリーン太田川」、太田川流域振興協議会による環境保全及び普及啓発等の活動、芦田川における水質改善のための取組みなどを推進する。このほか、沿岸部の都市地域等と山間部の中山間地域の間における様々な分野での交流・連携を促進する。</p> <p>さらに、瀬戸内海の自然的、社会的条件から、環境保全のための施策の策定に当たっては、住民や事業者等の幅広い意見を調整し、施策に反映させるための適切な仕組みの検討に努めるものとする。</p>	<p>17 広域的な連携の強化等</p> <p>瀬戸内海は13府県が関係する広範な海域であることから、環境保全施策の推進のため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等を通じて広域的な連携の強化を図るものとする。</p> <p>また、健全な水循環機能の維持・回復等のため、河川流域や湾を単位とした環境保全等に関する取組みを推進する。具体的には、流域の関係者が一体となった森林整備等を行う流域管理システムや太田川における「クリーン太田川」、太田川流域振興協議会による環境保全及び普及啓発等の活動、芦田川における水質改善のための取組み、広島湾再生推進会議による広島湾再生のための取組みなどを推進する。このほか、沿岸部の都市地域等と山間部の中山間地域の間における様々な分野での交流・連携を促進する。</p> <p>さらに、瀬戸内海の自然的、社会的条件から、環境保全のための施策の策定に当たっては、住民や事業者等の幅広い意見を調整し、施策に反映させるための適切な仕組みの検討に努めるものとする。</p>
<p>18 海外の閉鎖性海域との連携</p> <p>海外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組みとの連携を強化し、瀬戸内海の環</p>	<p>18 海外の閉鎖性海域との連携</p> <p>海外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組みとの連携を強化し、瀬戸内海の環</p>

<p>境保全の一層の推進を図るとともに、海外における取組みに積極的に貢献するため、<u>世界閉鎖性海域環境保全会議等閉鎖性海域に関する国際会議や財団法人国際エメックスセンターの活動への参加等を通じて国際的な連携に資するよう努める。</u></p>	<p>境保全の一層の推進を図るとともに、海外における取組みに積極的に貢献するため、<u>瀬戸内海環境保全知事・市長会議、(社)瀬戸内海環境保全協会及び財団法人国際エメックスセンター等の活動への参加、情報交換等に努める。</u></p>
<p>第4 施策の実施上必要な事項</p> <p>1 施策の積極的推進 瀬戸内海の環境保全は、緊急かつ重要な国民的課題であることにかんがみ、この計画で定められた施策については、優先的に財源の確保等に努め、その積極的な推進を図るものとする。</p> <p>2 施策の実施状況及びその効果の把握 瀬戸内海の環境保全を推進するためには、この計画で定められた施策が確実に実行される必要がある。 このため、計画した諸施策を強力に推進するとともに、施策の実施状況及び環境改善状況を適確に把握して、施策の効果的な実施を図るものとする。</p> <p>3 計画推進のための関係機関との連絡調整 この計画は、国、県、関係市町村が一体となって強力に推進していかなければ実効が上がらないものである。 このため、計画の実施に当たっては、関係機関の緊密な連携の下に、計画した諸施策の実施状況等の情報、意見の交換等相互協力関係の確立に努め、もってこの計画の円滑な推進を図るものとする。</p>	<p>第4 施策の実施上必要な事項</p> <p>1 施策の積極的推進 瀬戸内海の環境保全は、緊急かつ重要な国民的課題であることにかんがみ、この計画で定められた施策については、優先的に財源の確保等に努め、その積極的な推進を図るものとする。</p> <p>2 施策の実施状況及びその効果の把握 瀬戸内海の環境保全を推進するためには、この計画で定められた施策が確実に実行される必要がある。 このため、計画した諸施策を強力に推進するとともに、施策の実施状況及び環境改善状況を適確に把握して、施策の効果的な実施を図るものとする。</p> <p>3 計画推進のための関係機関との連絡調整 この計画は、国、県、関係市町が一体となって強力に推進していかなければ実効の上がないものである。 このため、計画の実施に当たっては、関係機関の緊密な連携の下に、計画した諸施策の実施状況等の情報、意見の交換等相互協力関係の確立に努め、もってこの計画の円滑な推進を図るものとする。</p>